

(別紙)
平成18年4月3日
電気事業連合会

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画（平成17,18年度）

所有者	再処理量*1		所有量*2		利用目的（軽水炉燃料として利用）*3		
	再処理予定使用済燃料重量(トンU)		予想割当プルトニウム量(トン Puf)*4		利用場所	利用量(年間利用目安量*5 トン Puf/年)*4	利用開始時期*6 及び利用に要する期間の目途*7
	17年度	18年度	17年度	18年度			
北海道電力	—	—	—	0.0	泊発電所	0.2	平成24年度以降約0.2年相当
東北電力	—	—	—	0.0	女川原子力発電所	0.2	平成24年度以降約0.2年相当
東京電力	—	60	—	0.5	立地地域の皆さまからの信頼回復に努めることを基本に、東京電力の原子力発電所の3～4基	0.9～1.6	平成24年度以降約0.3～0.6年相当
中部電力	—	—	—	0.1	浜岡原子力発電所4号機	0.4	平成24年度以降約0.3年相当
北陸電力	—	—	—	0.0	志賀原子力発電所	0.1	平成24年度以降約0.2年相当
関西電力	—	102	—	0.3	高浜発電所3、4号機、大飯発電所1～2基	1.1～1.4	平成24年度以降約0.2～0.3年相当
中国電力	—	—	—	0.1	島根原子力発電所2号機	0.2	平成24年度以降約0.5年相当
四国電力	—	—	—	0.1	伊方発電所3号機	0.4	平成24年度以降約0.3年相当
九州電力	—	63	—	0.2	玄海原子力発電所3号機	0.4	平成24年度以降約0.5年相当
日本原子力発電	—	13	—	0.1	敦賀発電所2号機、東海第二発電所	0.5	平成24年度以降約0.2年相当
小計	—	238	—	1.4		4.4～5.4	
電源開発			他電力より必要量を譲受*8		大間原子力発電所	1.1	
合計	238		1.4			5.5～6.5	

今後、プルサーマル計画の進展、MOX燃料加工工場が操業を始める段階など進捗に従って順次より詳細なものとしていく。

- ※1 「再処理量」は日本原燃の策定した再処理計画による。アクティブ試験は平成17年度から開始されたが、再処理量はゼロのため再処理量欄は「―」と記載している。
- ※2 「所有量」には平成17,18年度の六ヶ所再処理による割り当て予想プルトニウム量を記載している。なお、回収されたプルトニウムは、各電気事業者が六ヶ所再処理工場に搬入した使用済燃料に含まれる核分裂性プルトニウムの量に応じて、各電気事業者により割り当てられることとなっている。このため、平成18年度において自社分の使用済燃料の再処理を行わない各電気事業者にもプルトニウムが割り当てられるが、最終的には各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料中に含まれる核分裂性プルトニウムに対応した量のプルトニウムが割り当てられることになる。
- ※3 軽水炉燃料として利用の他、研究開発用に日本原子力研究開発機構にプルトニウムを譲渡する。各電気事業者の具体的な譲渡量は、今後決定した後に公表する。
- ※4 プルトニウム量はプルトニウム中に含まれる核分裂性プルトニウム (Pu f) 量を記載。(所有量は小数点第2位を四捨五入の関係で表記上0.0となる場合や合計が合わない場合がある)
- ※5 「年間利用目安量」は、各電気事業者の計画しているプルサーマルにおいて、利用場所に装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウムの1年に換算した量を記載しており、これには海外で回収されたプルトニウムの利用量が含まれることもある。
- ※6 「利用開始時期」は、再処理工場に隣接して建設される予定の六ヶ所MOX燃料加工工場の竣工予定時期である平成24年度以降としている。それまでの間はプルトニウムは六ヶ所再処理工場ではウラン・プルトニウム混合酸化物の形態で保管管理される。
- ※7 「利用に要する期間の目途」は、「所有量」を「利用量」で除した年数を示した。(電源開発や日本原子力研究開発機構への譲渡が見込まれること、「利用量」には海外回収プルトニウム利用分が含まれる場合もあること等により、必ずしも実際の利用期間とは一致しない)
- ※8 各電気事業者の具体的な譲渡量は、今後決定した後に公表する。